

MHM Asian Legal Insights

第 131 号 (2021 年 11 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. シンガポール : [個人情報保護法に関する規則の改正](#)
2. ベトナム : [インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令の改正案の公表](#)
3. マレーシア : [COVID-19 影響軽減暫定措置法](#)
4. タイ : [TAI における迅速仲裁プロセスの導入](#)
5. インド : [インド企業との M&A 契約における紛争解決手段](#)
6. ミャンマー : [CBM の最近の動向～現金決済の金額制限に関する Notification 等](#)

今月のコラム [ータイの海でダイビングー](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 131 号 (2021 年 11 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. シンガポール: 個人情報保護法に関する規則の改正

本レター第 119 号 (2021 年 1 月号) でご紹介したとおり、シンガポールでは 2020 年 11 月に個人情報保護法 (Personal Data Protection Act 2012: 「PDPA」) の改正案が成立しました。同改正案に基づき、PDPA 関連の諸規則の改正が進んでいますが、2021 年 10 月 1 日から、情報漏洩時の通知義務、個人情報の誤った取扱いを行った個人 (従業員等) への罰則、個人情報保護責任者の連絡先の開示といった事項に関して、PDPA の内容を明確化するための規則 (Personal Data Protection Regulations 2021 及び Personal Data Protection (Notification of Data Breaches) Regulations 2021: 「本規則」) の改正が施行されています。本稿では本規則で改正された内容をご紹介します。

(1) 情報漏洩時の通知義務が必要となる場合の明確化

改正後の PDPA では、①情報漏洩により本人が重大な損害 (significant harm) を被る (又はそのおそれがある) 場合又は②情報漏洩の規模が重大である (又は重大にな

MHM Asian Legal Insights

るおそれがある）場合に、個人情報保護委員会（Personal Data Protection Commission）に通知する義務が規定されると共に、①情報漏洩により本人が重大な損害（significant harm）を被る（又はそのおそれがある）場合には、関係する個人にも通知する義務があるとされています。本規則では、どのような場合に「重大な損害」とみなされるかを定めており、「重大な損害」とみなされる情報漏洩事案の一例は以下のとおりです。

(a) 氏名、通名又は政府発行の ID 番号（NRIC、FIN 等）とあわせて以下(i)～(vii)の情報カテゴリーに該当する個人情報のうち本規則で詳細に定められている情報が漏洩した場合

- ① 給与、資産、負債等に関する情報
- ② 前科前歴等に関する情報
- ③ 性犯罪等の被害に関する情報
- ④ 加入している生命保険・損害保険等に関する情報
- ⑤ 医療に関する情報
- ⑥ 養子縁組に関する情報
- ⑦ 暗号鍵（データの暗号化に関するもの）に関する情報

(b) 個人の銀行口座（休眠口座を含む）に関する個人情報（口座名、口座番号、パスワード等を含む）が漏洩した場合

(2) 個人への罰則が免責される場合

改正後の PDPA では、個人（従業員等を含む）が権限なく個人情報を第三者に開示した場合や個人情報を権限なく使用した場合等に、当該個人に刑事罰が科されることになっています。

このような刑事罰が免責される場合として、PDPA では、「法令や裁判所命令で許されている場合」、「権限のない個人情報の開示や使用について法律上の権利があると合理的に信じていた場合（報道目的や内部告発目的の場合等）」を定めていますが、本規則では、これらに加え、「個人情報に関係する個人の同意を得ていた場合」も免責される旨が定められました。これは、顧客管理の責任者が別会社に転職したようなときに、転職前の会社の所属中に収集した個人情報（顧客リスト等）について、顧客から同責任者が転職先で個人情報を継続して開示・使用することの同意を得た場合、というようなケースが想定されます。したがって、このような顧客管理の責任者が転職後も個人情報を開示・使用し続けた場合、転職前の会社との関係で民事上の紛争が生じる可能性はありますが、刑事上の責任は免責されます。

MHM Asian Legal Insights

(3) 個人情報保護責任者の連絡先の開示

PDPA によれば、会社等は個人情報保護責任者等、PDPA の遵守について責任を負っている責任者個人の連絡先を公開しなければならないとされています。本規則では、ACRA（Accounting and Corporate Regulatory Authority）のウェブサイト上で公開されている会社等情報として登録する、会社の公式ウェブサイトで容易に閲覧できるようにする、といった方法で個人情報保護責任者等の連絡先を公開すれば、当該 PDPA 上の義務を果たしたものとみなされる旨が明文化されました。

上記のように、PDPA については引き続きガイドライン等によるルールの明確化や具体的想定場面の例示等が示されてきており、継続的なフォローが肝要となります。

（ご参考）

本レター第 119 号（2021 年 1 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047208/20210120-121228.pdf>

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 小松 岳志
☎ +65-6593-9753（シンガポール）
✉ takeshi.komatsu@mhm-global.com

弁護士 川村 隆太郎
☎ +65-6593-9754（シンガポール）
✉ ryutaro.kawamura@mhm-global.com

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467（シンガポール）
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 内田 義隆
☎ +65-6593-9463（シンガポール）
✉ yoshitaka.uchida@mhm-global.com

2. ベトナム：インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令の改正案の公表

2021 年 7 月、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令（Decree No.72/2013/ND-CP：「政令 72 号」）の最新の改正案（「本改正案」）が公表されました。

政令 72 号は、インターネットサービス、各種ウェブサイトやソーシャルネットワーク、携帯通信を含むネットワーク上での情報コンテンツサービス、オンラインゲームサービス等、情報通信に関するサービス全般についての運営、情報の管理や利用に関して規制するものです。本改正案では、その多くの規定が補足又は変更されていますが、本

MHM Asian Legal Insights

稿では、海外事業者の提供するオンラインサービスに影響を及ぼし得る点を中心に、その主要な改正内容をご紹介します。

(1) クロスボーダーの情報提供者に対する規制の強化

政令 72 号は、クロスボーダーの情報提供を行う組織・企業・個人のうち、①サービスを提供するためにベトナム国内にデータ保管施設を借りている者又は②ベトナム国内において月に 100 万人以上の利用者が利用・アクセスする情報の提供者（「対象事業者」）について、当局に対する連絡先の通知義務や当局に協力し違法コンテンツに対して必要な措置を講じる義務等を課しています。

本改正案は、上記①の要件は概ね維持しつつ、上記②の要件をベトナム国内において月に 10 万人以上が定期的にアクセスする情報の提供者に引き下げて対象事業者の範囲を拡大するとともに、対象事業者に対して以下のような義務を課して規制内容を強化しています。

- (a) 当局に対して対象事業者の一般情報（氏名/名称、本社所在地、メインサーバーシステムの所在地、ベトナム国内のサーバーシステムの所在地（ある場合）等）及び連絡先（ベトナムにおける代表者の氏名/名称、電子メールアドレス、電話番号等）を通知する義務
- (b) 当局の要請に応じ、24 時間以内でサービスごとに定められた時間内に、違法なコンテンツをブロック・削除し、違法なサービスを停止する義務
- (c) サイバーセキュリティ法（Law on Cybersecurity）及び関連規制に基づき、ベトナム国内にデータを保存し、かつ支店又は駐在員事務所を設置する義務（ただし、現状、これらの義務の詳細が規定されることが想定されるサイバーセキュリティ法の下位規則等は存在しておらず、これらの義務の対象となる範囲やデータ保存の具体内容等の詳細は現時点で明らかではありません。）
- (d) ベトナム国内のユーザーの苦情を解決するため、また当局からの要請に対応するための専門部署を設置する義務
- (e) ベトナム国内のユーザーから違法コンテンツに関する苦情を受けた場合、24 時間以内に対応し、（その苦情が正当なものである場合は）違法コンテンツを削除し、違法コンテンツの所有者にその旨を通知等する義務
- (f) （ソーシャルネットワークにおいて）当局にその連絡先が通知されているベトナム国内のユーザーアカウント、ファンページ又はチャンネルについてのみ、ライブストリーミングや収益サービスの提供を許可する義務
- (g) 当局に対して、年次で（及び要請に応じて臨時的にも）、一定の事項（報告時点までのベトナム国内における総ユーザーアカウント数、ベトナム国内における 1 か月の固有訪問者数、ベトナム国内における売上高、対象事業者が解決したベトナム国内のユーザーからのコンテンツに対する苦情の一覧、対象事業者が解決し

MHM Asian Legal Insights

たコンテンツ違反の件数等）を報告する義務

上記に加え、本改正案は、対象事業者に限らずクロスボーダーの情報提供を行う組織・企業・個人全般を対象とする規制として、一定のフェイクニュースや虚偽の情報を広めることを禁止するなど禁止行為の範囲を拡大するほか、サイバーセキュリティ法上の違法行為や知的財産法（Law on Intellectual Property）上の著作権侵害行為を構成する情報を提供した場合に当局が必要な措置をとることができる旨を明記しています。

(2) ソーシャルネットワークを提供する外国の組織等に対する規制

クロスボーダーでベトナムにおいてソーシャルネットワークを提供する外国の組織・企業・個人も、上記(1)のクロスボーダーの情報提供を行う組織・企業・個人に該当する場合は、上記(1)の各義務が課されと考えられています。

本改正案は、これに加えて、1 万人以上の登録者/フォロワーを有するクロスボーダーでベトナムにおいてソーシャルネットワークを提供する外国の組織・企業・個人に対し、当局に対する一定の情報（当該アカウント・ファンページ・チャンネルの名称、それらの所有者の氏名/名称・住所・身分証明書/登録証明書等の情報・連絡先住所・電話番号・電子メールアドレス等）の通知義務を課しています。なお、上記 1 万人以上の登録者/フォロワーという基準について、本改正案の文言上、ベトナム国内からのアクセス数や登録者/フォロワーの属性による限定は特段存在せず、その規制適用対象が広範となり得る点に留意が必要です。

なお、ライブストリーミングや収益サービスの提供は上記当局への通知を行ったソーシャルネットワークにおいてのみ認められ、登録者/フォロワー数が 1 万人未満のソーシャルネットワークであっても、これらのサービスを提供する場合は、同様に通知義務を遵守する必要があるとされています。

(3) その他

(a) オンラインゲームサービスに関する規制の変更

政令 72 号は、外国の組織・企業・個人がベトナム国内のユーザーに向けてオンラインゲームサービスを提供する場合について、①同政令及び外国投資に関する規制に基づきベトナム法の下で会社を設立したうえで、②オンラインゲームサービスの類型（プレイヤー間の交流の仕方により、G1・G2・G3・G4 の 4 グループに分類）に応じて、G1 については、オンラインゲームのサービス提供のライセンス及び提供するオンラインゲームごとのコンテンツ及びスクリプトの当局による承認を取得する義務、G2、G3 及び G4 については、オンラインゲームのサービス提供の登録証明

MMH Asian Legal Insights

及び提供するオンラインゲームごとの提供通知を取得する義務を、それぞれ課しています。

本改正案は、上記②を一部変更し、G1については提供するオンラインゲームごとにサービス提供のライセンスを取得すること、G2、G3 及び G4 については提供するオンラインゲームごとにサービス提供の登録証明を取得することのみを義務づけています。

(b) データセンターサービスに関する規制の導入

本改正案は、政令 72 号には規定されていないデータセンターサービスについての規制を新たに設けています。

具体的には、データセンターサービス事業について、サーバーレンタルサービス、コロケーションサービス、データストレージスペースレンタルサービス、クラウドコンピューティングサービスを含む商業活動と定義したうえで、これらの事業者に対して、当局への登録義務を課するとともに、ユーザーデータのベトナム国外への移転の禁止やユーザーによるサービスの解約又は停止後 5 年間のデータ保管義務等を課しています。

ただし、本改正案では、上記規制がベトナム国内のユーザーに対してクロスボーダーでデータセンターサービスを提供する海外事業者に対しても適用されるかは、必ずしも明らかではありません。とりわけユーザーデータのベトナム国外への移転禁止については、仮に文言どおり適用されるとすれば事実上クロスボーダーでのデータセンターサービスの提供を制約し得るため、今後の動向を注視する必要があります。なお、上記規制とは別に、本改正案は、クロスボーダーでデータセンターサービスを提供する事業者について、代表者の氏名、連絡先情報、提供するデータセンターサービスの種類等の情報を当局に対して通知することを義務づけていますが、ここでいう「クロスボーダー」の意味合い（海外からベトナム国内のユーザーにサービスが提供されている場合を指すのか、ベトナム国内から海外のユーザーにサービスが提供されている場合を指すのか、あるいはこれらの両方を指すのか等）は明らかでなく、併せて今後の動向を注視する必要があります。

一連の改正内容において、ベトナム国外からの情報提供をより厳格に取り締まろうとする動きが見受けられますが、本改正案には不明確な点も多く残されており、施行までに明確化されることが期待されます。

弁護士 江口 拓哉

☎ +84-28-3622-2601（ホーチミン）

☎ 03-5223-7745（東京）

✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602（ホーチミン）

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹

☎ 03-6266-8592（東京）

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 大西 敦子

☎ +84-28-3622-2614（ホーチミン）

✉ atsuko.onishi@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

3. マレーシア：COVID-19 影響軽減暫定措置法

本レター第 113 号（2020 年 8 月号）でご紹介したとおり、マレーシアでは、COVID-19 の感染拡大による経済活動への影響を軽減する観点から、COVID-19 影響軽減のための暫定措置法案が提出されました。本法案はその後 Temporary Measures For Reducing The Impact of Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) Act 2020（「COVID-19 影響軽減暫定措置法」）として成立し、2020 年 10 月 23 日から効力を生じています。

COVID-19 影響軽減暫定措置法においては、COVID-19 の感染拡大を防ぐために採られた措置により影響を受けた当事者を保護するため、様々な措置が講じられています。その一環として、同法 7 条では、2020 年 3 月 18 日（最初の移動制限令の発効日）以降、Prevention and Control of Infectious Diseases Act 1988（「PCIDA」）のもとで採られた措置を原因として、一定の種類の契約上の義務を履行できなくなったとしても、相手方当事者は、それを理由に権利行使をすることができないことを定めています。

近時、これらの規定に関する裁判例（Ravichanthiran a/l Ganesan v (1) Lee Kok Sun (2) L & L Brother Engineering Services (3) Shaik Saleem Bin Shaik Mohd Daud）が出されました。今後もこの規定の適用や解釈を争点とする紛争が生じることが見込まれることから、以下に概要をご紹介します。

(1) 事案の概要

原告は弁護士であり、被告 1 が経営する被告 2 を別訴訟で代理していました。被告 1 は原告の業務遂行に不満を持ち、原告を解任して被告 3 を新たな代理人として選任しました。

原告は、初級裁判所（Sessions Court）において、未払いの弁護士報酬の支払いを求めて被告 1 及び被告 2 を提訴し、また被告 1 及び 2 と共謀して原告及びその事業に損害を与えたとして被告 3 を提訴しました。これに対し、被告らは、別訴訟の勝訴判決に基づき被告らに支払われるべきだった金銭を原告が横領したと主張し、その支払いを求めて反訴を提起しました。

初級裁判所は原告の請求を棄却し、被告の反訴請求を認めました。そのため、原告は高等裁判所（High Court）に対し控訴し、また高等裁判所の判決の執行停止を求めました。

(2) 当事者の主張と裁判所の判断

控訴審において原告は様々な主張を行いましたが、その一環として、COVID-19 影響軽減暫定措置法の 7 条に基づき、本訴被告らは初級裁判所の判決の執行を禁じられるべきである、というものでありました。

高等裁判所は、そもそもこの主張自体が法律上必要な様式（宣誓供述書）でなされ

MHM Asian Legal Insights

ていないためこれを取り上げられないと指摘しつつも、COVID-19 影響軽減暫定措置法の 7 条の解釈につき、大要、以下のように述べました。

7 条に基づき相手方の権利行使を認めないと主張する当事者は、

- (a) 7 条の適用を受けるためには、問題となっている契約上の義務を、PCIDA により採られた措置のために、履行することができなかったことを立証する必要がある
- (b) 上記①で「履行することができなかった」といえるためには単に契約違反の事実を指摘しただけでは足りず
- (c) 契約上の義務の不履行が避けられなくなるような事実が存在したという状況を立証する必要がある
- (d) 単に COVID-19 の感染が広まっている時期において生じた債務や判決の執行であるというだけではこれを避けるために 7 条に依拠することはできない

上記より、裁判所は、7 条の適用の有無を判断するに際しては、当事者の置かれていた状況を厳密に検討し、PCIDA により採られた措置のために不履行が避けられない状態になっていたことを求める立場を取っていることが読み取れます。上記のとおり、この主張自体が形式不備であるため裁判所の判断自体は傍論であり、先例としての拘束力があるわけではないものの、今後も事実上参考にされる可能性があるため、ご紹介します。

(ご参考)

本レター第 113 号 (2020 年 8 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00042864/20200820-114150.pdf>

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919 (東京)

✉ aki.tanaka@mhm-global.com

4. タイ : TAI における迅速仲裁プロセスの導入

タイ国内の代表的な常設仲裁機関である Thai Arbitration Institute (「TAI」) の規則の改正が 2021 年 9 月 30 日に官報で公布され、同年 10 月 1 日に発効したことに伴って、TAI における仲裁手続に関して、通常の仲裁手続よりも迅速に紛争を解決するための手続(「本制度」)が新たに導入されました。本稿では本制度の概要を説明します。

MHM Asian Legal Insights

(1) 本制度の適用対象

本制度は、TAI における全ての仲裁手続について自動的に適用されるものではなく、一定の要件を満たす事件について、当事者の申立てと TAI の承認に基づき適用されます。すなわち、本制度は、仲裁廷の選任が完了する前に、①仲裁手続の全当事者が合意した場合又は②係争額が 500 万バーツ（現在の為替レートで約 1,730 万円）を超えない事件について当事者の一方が申し立てた場合で、かつ TAI が承認した場合にのみ適用されることになります。ただし、②については係争対象である契約が 2021 年 10 月 1 日以降に締結された場合のみ適用され、同年 9 月 30 日以前に締結された契約に係る紛争について本制度を利用するためには、仲裁手続の全当事者の合意が必要となります。

当事者の申立てに基づき、本制度の適用について TAI が承認した場合、当事者による仲裁人の選定は行われず、下記(2)に記載のとおり TAI によって 1 名の仲裁人が選定されます。また、当該仲裁手続についてはクラス・アクション制度（詳細は本レター第 113 号（2020 年 8 月号）をご参照ください。）の手続は適用されないことになります。

(2) 本制度の概要

本制度と通常の仲裁手続の主要な相違点は以下のとおりです。

	本制度	通常の仲裁手続
仲裁人の選任	TAI により 1 名が選任される	当事者の仲裁合意等の内容に従い、1 名、3 名又はそれ以上が選任される
証人尋問の要否	仲裁人がその裁量により証人尋問が不要（書証で足りる）と判断した場合には不要	証人尋問を不要とする旨全当事者が合意した場合には不要
仲裁手続の所要期間	例外的に延長が行われる場合（必要性がある場合又は不可抗力による場合のみ）を除き、仲裁人の選任の日 60 日以内に終結することを要する	例外的に延長が行われる場合を除き、仲裁人の選任の日 180 日以内に終結することを要する
仲裁判断の期限	例外的に延長が行われる場合を除き、弁論の終結から 15 日以内に仲裁判断が行われることを要する	例外的に延長が行われる場合を除き、弁論の終結又は最終準備書面の提出期限から 30 日以内に仲裁判断が行われることを要する

MHM Asian Legal Insights

實際上、本制度を利用した仲裁手続がどの程度迅速なものになるかについては、証人尋問の実施の有無等について TAI でどのような運用がなされるか次第と考えられます。当事者による本制度の利用申立ての件数を含め、今後の動向が注目されます。

(ご参考)

本レター第 113 号 (2020 年 8 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00042864/20200820-114150.pdf>

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-009-5167 (バンコク)

✉ hidetomo.futami@mhm-global.com

弁護士 岩澤 祐輔

☎ +66-2-009-5169 (バンコク)

✉ yusuke.iwasawa@mhm-global.com

5. インド：インド企業との M&A 契約における紛争解決手段

(1) インドの裁判所を通じた紛争解決

日本企業がインド企業との間で、株式譲渡契約や合併契約等、M&A に関する契約を締結する際に検討される紛争解決手段として、インドの裁判所を通じた紛争解決は 1 つの選択肢になりえますが、①通常の事案であっても第一審判決を得るまでに 5~10 年程度を要すると見込まれること、②地方都市の裁判所においては第一審における裁判官の質が必ずしも優れているとは限らないこと等の理由から、一般的には望ましい選択肢とは考えられていません。

(2) 仲裁手続を通じた紛争解決

そこで、裁判所に代わる手段として、上訴制度がなく一回的解決が可能である仲裁手続を通じた紛争解決手段を用いることが検討されます。その場合、公平性の観点から、一方当事者が存する日本又はインドにおける仲裁手続よりは、シンガポールのような第三国における仲裁を合意することが多いといえます (例えば、シンガポールであれば、Singapore International Arbitration Centre (「SIAC」) を通じた機関仲裁等)。

(a) インド国内の機関仲裁

もっとも、契約交渉の過程において、インド企業側からは、自社にとってよりアクセスし易く国外での仲裁に比べて費用を抑えることができるインド国内における機関仲裁やインドの仲裁調停法 (Arbitration and conciliation Act, 1996) に基づく

MHM Asian Legal Insights

アドホック仲裁（後述）を提案されることも少なくありません。この点、従前は、インド国内における仲裁機関は、必ずしも仲裁人の質や実績等の点で高い評判が定着しているとは言い難い状況でした。もっとも、近年では、例えば 2016 年に設立されたムンバイ国際仲裁センター（Mumbai Centre for International Arbitration : MCIA）は、取扱案件は依然として少ないものの、仲裁人名簿に大手法律事務所の経験豊富な弁護士が名を連ねるなど、ようやく体制が整いつつあるため、日本企業の立場からは引き続き第三国における機関仲裁を要望すべきであるものの、インド企業側が強く求める場合は、交渉の状況次第で、譲歩の余地が皆無ではない状況になりつつあるといえます。

(b) インド国内のアドホック仲裁

機関仲裁では、当該機関が定めた仲裁規則が存在し、それに従って仲裁手続が進められる一方で、アドホック仲裁では、仲裁廷が依拠する規則に関して当事者が合意したり、当事者間で合意が形成されなかった場合には仲裁廷が適切と考える規則に従って仲裁手続が進められることとなります。アドホック仲裁に関しては、あらかじめ仲裁手続に関する規則が定まっていないため、手続進行に長期間を要することから、一般的に日本企業側としてはインド企業側から提案された場合に躊躇する選択肢という位置づけになります。もっとも、2019 年に仲裁調停法が改正され、アドホック仲裁の仲裁手続は原則として 12 か月以内に終結されることが規定され、手続の迅速化が図られるに至っています。この 12 か月の期間制限は、当事者間の合意により更に 6 か月延長することが可能です。また、逆に、6 か月以内に仲裁手続が完了した場合は、仲裁廷は当事者間で合意した額の追加報酬を受領することができるという褒賞を認めています。このように、アドホック仲裁においても、早期終結を目指した制度の改善が進んでおり、今後の運用状況次第では魅力的な選択肢となる可能性を秘めており、現時点では直ちに採り得る選択肢ではありませんが、インド国内の機関仲裁よりも更に費用が安価となるため、費用をなるべくかけないことを最優先に検討すべき案件等、限定的な局面において、選択肢となり得る可能性を秘めています。

(3) インドの裁判所への暫定救済措置

仲裁手続による紛争解決方法を用いる場合に付随的に検討される論点として、仲裁調停法 9 条が規定するインド国内裁判所への暫定救済（interim relief）の申立てが挙げられます。この暫定救済とは、日本における仮差押や仮処分に相当する保全処分です。仲裁調停法 9 条は、仲裁の当事者がインド国内の裁判所に暫定救済の申立てを行う権利を認めています。同条の「仲裁」にインド国内での仲裁のみならず、シンガポール等、インド国外の仲裁も含まれるのかという論点が議論されていましたが、2012 年、

MHM Asian Legal Insights

インド最高裁は、Bharat Aluminium Co. Ltd. v. Kaiser Aluminium Technical Service, Inc.において、インド国外の仲裁の場合には契約当事者間の合意により仲裁調停法 9 条の適用を排除できることを認めました（その後、2015 年の改正で仲裁調停法自体にもこの内容が付け加えられました。）。この結果、日本企業としては、契約上でインド国外仲裁を紛争解決手段として選択しつつ、仲裁調停法 9 条の適用を排除することについても合意した場合、時間がかかり、質の点でも劣るインド国内における暫定救済の裁判手続を回避することができるようになりました。なお、インド国内の仲裁の場合には仲裁調停法 9 条の適用は排除できないこととされています。

このように、インド国外仲裁において仲裁調停法 9 条の適用を排除する合意を行った場合、日本企業も暫定救済の申立てを行うことはできなくなりますが、対応・代替策として、仲裁制度の 1 つである緊急仲裁（emergency arbitration）の制度を利用することが考えられます。この緊急仲裁は、仲裁における緊急的な保全処分であり、シンガポールの SIAC が最初に導入して以降、他国の仲裁機関でも導入が進んでいる制度です。仮に、SIAC にこの緊急仲裁を申し立てると、平均 2.5 日で緊急仲裁判断が出るとされており、日本企業にとっての緊急的な保全処分としても有効性が認められます。とりわけ、弊事務所の Client Alert Vol.94（2021 年 10 月号）14.国際訴訟・仲裁の項でもご紹介したように、本年、インド最高裁は、インドを仲裁地とし、SIAC の仲裁規則の下で行われた緊急仲裁手続における緊急仲裁判断が、仲裁調停法 17 条 1 項にいう暫定措置命令（interim measures）に含まれ、同 2 項に基づきインド裁判所によりインド国内で執行可能である旨を判示しました。日本企業としては、インドの裁判所による暫定救済の余地を残すか、暫定救済の選択肢は排除してインド国外仲裁における緊急仲裁判断を求めるか、という選択肢を検討することとなりますが、このインド最高裁判例により、後者を選択するメリットが増大したと評価できます。

インド企業との契約における仲裁の選択については、引き続き裁判例や動向を注視して、採り得る有効な選択肢の模索を続けることが重要になります。

（ご参考）

Client Alert Vol.94（2021 年 10 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00050209/20211005-024828.pdf>

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824（東京）

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405（大阪）

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

6. ミャンマー：CBM の最近の動向～現金決済の金額制限に関する Notification 等**(1) 現金決済の金額制限に関する Notification**

ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar : 「CBM」）は、2021 年 11 月 3 日付け Notification 第 43/2021 号（「本 Notification」）において、同日以後、単一の取引金額が 2 千万ミャンマーチャット（現在の為替レートで約 120 万円）を超える売買等の各種代金は、モバイルバンキング、インターネットバンキング、口座振替等のいわゆるキャッシュレス取引の形態で支払わなければならない、現金での支払いを行うことを禁じる旨を公表しました。

本 Notification 上、上記規制の違反に関して別途法律に定める所定の罰則が課される旨が明記されていますが、現行法上対応する罰則規定は置かれていないため、具体的にどのような形で規制が行われるのかは不明です。ミャンマー国内の決済システムの効率化が当該措置の目的として挙げられていますが、CBM が現金取引をどのように捕捉するののかという問題もあり、どこまで実効性のあるものとして実際の執行が行われるのか、今後の動向が注目されます。

(2) 外国為替管理に関する規制

過去のニュースレターでもお伝えしたとおり、ミャンマー国内における外貨不足とそれに伴うチャット安の進行を受けて、CBM は、多額のドル売りによる為替介入を行うほか、様々な措置を講じてきています。この一環として、2021 年 11 月 2 日付けの Announcement において、2019 年中の輸出取引に関する未決済収益を有する輸出業者 663 社を公表し、30 日以内に決済を完了することを求める旨を公表しました。これは、輸出取引の決済に伴う外貨の流入を確保することを意図した措置と考えられます。

また、CBM は、2021 年 10 月 12 日付け Directive 第 16/2021 号において、現地通貨に両替可能な外貨として、中国人民元及び日本円を追加する旨を公表しました。ただ、従前より両通貨は国際的取引の決済通貨として認められていたこともあり、当該措置による特段の効果は期待できないとみられています。

さらに、CBM は、2021 年 11 月 10 日付け Directive 第 18/2021 号において、銀行や両替商等における外国為替レートは、CBM が公表する参考レートから上下 0.5% 以内に制限される旨を公表しました。CBM は、2021 年 8 月上旬にも市中における外国為替レートを一定の幅に制限する管理相場制への移行を発表しましたが、外貨取引の停滞状況に改善が見られなかったこともあり、2021 年 9 月には一旦撤廃された経緯があります。今般改めて管理相場制へ移行することが決定された詳細な背景は不明ですが、CBM による外国為替管理に関する政策が二転三転していることから、今後も

MHM Asian Legal Insights

引き続き動向を注視していく必要がありそうです。なお、現在公表されている CBM 参考レートは、市場の実勢と乖離しているため、為替取引が更に滞ることが懸念されています。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 石塚 司

☎ +95-1-9253650 (ヤンゴン)

✉ tsukasa.ishizuka@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムータイの海でダイビングー

2021年11月からタイでは外国人の入国規制が大幅に緩和されました。先駆けてプーケットやサムイ島で一定の条件の下に入国を認めるプログラムが実施されていましたが、これらの影響もあってかバンコクの街中でも、観光客と思われるグループを見る機会が徐々に増えつつあります。上記のプログラムが実施されていた地域からもわかるとおり、この季節、特に北半球からの旅行者がタイに期待するものといえばビーチリゾート。かくいう私も日本にいた頃は水着を着る機会等ほとんどなく、どちらかといえば「いつかは百名山制覇」の山派であったのですが、タイに来て友人に勧められるままにスキューバダイビングのライセンスを取得して以来、すっかり海派となってしまいました。

タイは、東側のタイ湾、西側のアンダマン海の2つの海に挟まれており、気候が影響するためエリアによってシーズンは異なりますが、国内のどこかしらで一年中ダイビングが可能という好環境にあります。

ライセンスを取得してからの約2年間、タイ国内の様々なところに潜りに行きましたが、中でもタオ島にはライセンスの取得時を含め、既に5回訪れています。タオ島は、飛行機で直接アクセスできるプーケットやサムイ島と比べると、アクセス面ではやや難がありますが、その分、開発が進んでおらず、長閑なビーチでのんびりと過ごすことができます。タオ島近辺で見られるバラクーダやギンガメアジの大群は圧巻というほかになく、更に運が良ければジンベイザメにも遭遇できるようです。島の名前でもあるタオ (เต๋า) はタイ語で亀を意味しますが、ウミガメに出遭うチャンスにも恵まれています。



また、タイでは、4、5日ほど外洋に出てひたすらダイビングをするためのクルーズ「Liveaboard」も人気があります。特にプーケットの北に位置するカオラックからのシュノーケリングツアーで知られるシミラン諸島やスリン諸島は、スピードボートでも約2時間と本土から距離があるため、ダイビングをしに訪れるにはLiveaboardが打って付けです。これらの周辺では条件がよければ海中で30から40m先まで見通すことができると言われており、タイ近海の中でも屈指の透視度を誇るクリアな水質が人気の理由となっています。運が良ければマンタに遭遇できるようです。

MHM Asian Legal Insights

私がタイで頻繁にダイビングをすることになったのは、コロナ禍において海外旅行ができなくなったことが大きく影響していますが、同様の理由により、ダイビングをするタイ人も増えていると言われています。以前はダイビング客のメイン層は海外からの旅行者でした。

かつてバンコクの街には世界中からの旅行者で溢れていて、暑苦しさがありつつもなんだか不思議な高揚感をもらえました。その熱気が戻ってくる日を待ちわびつつ、活気づき始めた街並みを眺めています。

(弁護士 山本 健太)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『今、日本企業に求められる「ビジネスと人権」の実務対応 ～ウイグル・ミャンマー等の最新動向も含めて～』
視聴期間 2021 年 10 月 21 日（木）10:00～2021 年 12 月 21 日（火）17:00
講師 梅津 英明
主催 株式会社商事法務

- 論文 「アジアにおける多国籍カーブアウト M&A の実務と留意点」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2275
著者 小松 岳志、佐藤 典仁、細川 怜嗣、湯田 聡

- 論文 「Getting the Deal Through - Private M&A 2022 - Myanmar Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Private M&A 2022
著者 武川 丈士、ニルマラン・アミルタネサン、ウィン・ナイン、ジュリアン・パレンジー

NEWS

- **新型コロナウイルス感染症への対応について（2021 年 11 月 5 日更新）**
世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

■在宅勤務について

当事務所では、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、東京オフィスを含む一部のオフィスにおいて、出勤者を減らすなどの対応をとることとしております。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX 等につきましては迅速に確認できない場合がございます。あらかじめご了承ください、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。ただし、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継

MHM Asian Legal Insights

続いてまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止又は延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトはその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式で実施することとしております。

■感染者発生時の対応について

当事務所で勤務する者が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合、これまでは個別にウェブサイトにて公表しておりましたが、その必要性が低下したため、2021年11月以降は公表しないことと致します。なお、今後も新型コロナウイルスの感染者が判明した場合には、所内で接触者を特定し出勤停止とすること、必要に応じて消毒を行うこと、所外で執務中に濃厚接触した方がいらした場合には個別に連絡すること等、必要な対応を継続して参ります。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

➤ 福岡オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 福岡オフィスは、この度、2021年11月15日より下記に移転いたしますのでご案内申し上げます。

移転先：

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目10番20号 天神ビジネスセンター 15階

TEL：092-739-8140 / FAX：092-739-8141

※オフィス及び各弁護士のTEL・FAXに変更はございません。

業務開始日：

2021年11月15日（月）

➤ ベトナム人パートナーのハ・ティ・ヅウン弁護士が入所しました

ハ・ティ・ヅウン弁護士が、2021年11月1日付けで、MHM Vietnam パートナーとして、当事務所に加入しました。

ハ・ティ・ヅウン弁護士は、ベトナム屈指の大手法律事務所であるVILAFや弊社事務所東京オフィスにおける執務経験を有するほか、近年は、ベトナム国内でも評

MHM Asian Legal Insights

価の高い法律事務所である VENTURE NORTH LAW において、パートナー弁護士として日本企業を含む多くの外資企業・国内企業にベトナムにおけるリーガルサービスを提供してきた実績を有します。

ハ・ティ・ヅウン弁護士の入所により、当事務所のベトナム・プラクティスは、より幅広い分野におけるリーガルサービスをワンストップで提供できるようになります。当事務所は、今後も、ベトナム・プラクティスをより一層強化し、クライアントの皆様のために、更に充実したリーガルサービスを提供できるよう努めてまいります。

➤ 佐藤 典仁 弁護士が ALB Asia 40 Under 40 2021 に選出されました

Thomson Reuters が発行する ALB (Asian Legal Business) Asia 2021 年 10 月号の特集「Asia 40 Under 40 2021」にて、当事務所の佐藤 典仁弁護士が選出されました。

Asia 40 Under 40 は、アジアの国々より 40 歳未満の弁護士が 40 名選出される企画であり、本年度は 400 名以上の応募のなか、日系の法律事務所からは 2 名のみが選出されています。

➤ 小松 岳志 弁護士のコラムが、日本経済新聞 27 面『森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス弁護士小松岳志——AI 指針、シンガポールも参考に（私見卓見）』と題した記事に掲載されました

➤ 武川 丈士 弁護士、眞鍋 佳奈 弁護士が、日経産業新聞 2 面『ミャンマーにとどまる意義、帰還弁護士が語る外資の使命 (Watch)』と題した記事に掲載されました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com